

# 建設環境委員会資料

## 1 条例案

- (1) 島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 .....P1
- (2) 都市計画法施行条例の一部を改正する条例 .....P4
- (3) 島根県手数料条例の一部を改正する条例 .....P10

## 2 一般事件案

- (1) 変更契約の締結について  
《一般県道黒沢安城浜田線 長見工区 防災安全交付金（改築）  
（仮称）長見トンネル工事》 .....P28

## 3 予算案

- (1) 令和3年度土木部11月補正予算案（初日提案分） .....P29
- (2) 令和3年度土木部11月補正予算案（中日提案分） .....P35

## 4 報告事項

- (1) 災害復旧に対応するための組織改正について .....P40
- (2) 令和4～6年度 島根県建設工事等入札参加資格審査について .....P41
- (3) 江の川中下流域マスタープラン（素案）のパブリックコメント  
の実施について .....P43
- (4) 神戸川地盤沈下に関する損失補償について .....P44
- (5) 土砂災害警戒区域等の指定手続きに関する不適切事案について .....P47

令和3年12月14日・15日

土木部

第142号議案

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

1. 条例改正理由

「島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例」を定めるにあたって参酌した政令（道路構造令）が改正された。[R2.11.20 公布、R2.11.25 施行]

この改正に伴い、条例を改正する必要がある。

2. 政令（道路構造令）の改正概要

(1) 自動運行補助施設

【内容】

- 自動運転車の運行を補助する施設（電磁誘導線等）が「自動運行補助施設」として、道路附属物に位置づけられた。

名称	電磁誘導線	磁気マーカ	RFタグ
概要	電線を埋設し、必要な電流を通电することで、施設の発する磁気を車両側で感知し、自車位置を特定	永久磁石を埋設して、施設の発する磁気を車両側で感知し、自車位置を特定	車両からの電波放射に対して特定の電波を反射するRFタグを埋設して、施設の電波を車両側で感知し、自車位置を特定



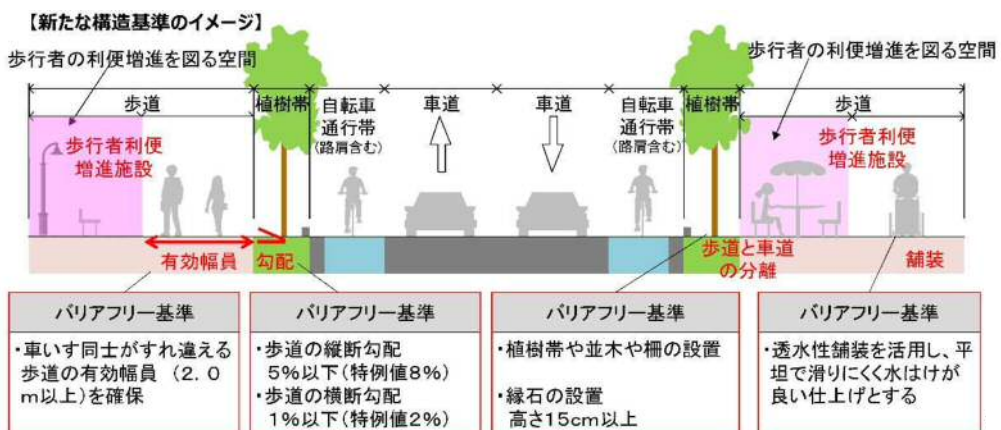
(2) 歩行者利便増進道路

【内容】

- 令和2年に道路法が改正され、歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にするなど、道路空間を街の活性化に活用することを目的として、歩行者利便増進道路制度が創設された。
- あわせて「歩行者利便増進道路」の構造基準が道路構造令に規定された。

【構造基準】

- 歩行者の滞留スペースを設けること。
- 歩行者利便増進施設等（例：街灯、ベンチ）の設置場所を確保すること。
- バリアフリー基準（道路移動等円滑化基準）に適合する構造とすること。



3. 基準設定の考え方

現行の条例においては、政令（道路構造令 [国の基準]）どおりの基準としている。

今回政令において追加された基準についても、そのまま県道に適用することとして支障はないことから、政令と同様の取扱いとする。

4. 施行期日

公布の日から施行する。

## 島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年10月19日〕 〔島根県条例第50号〕</p> <p>第1条～第3条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(県道の構造の一般的技術的基準)</p> <p>第4条 県道を新設し、又は改築する場合における法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第47条までに定めるところによる。</p> <p>第5条～第34条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(交通安全施設)</p> <p>第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第36条～第46条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(歩行者利便増進道路)</p> <p>第47条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同</u></p>	<p>第1条～第3条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(県道の構造の一般的技術的基準)</p> <p>第4条 県道を新設し、又は改築する場合における法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第46条までに定めるところによる。</p> <p>第5条～第34条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(交通安全施設)</p> <p>第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第36条～第46条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

(道路標識の寸法)

第48条 法第45条第3項の規定により条例で定める県道に設ける道路標識の寸法は、規則で定めるものとする。

(道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合)

第49条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

附 則 〔略〕

(道路標識の寸法)

第47条 法第45条第3項の規定により条例で定める県道に設ける道路標識の寸法は、規則で定めるものとする。

(道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合)

第48条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

附 則 〔略〕

## 第143号議案

### 都市計画法施行条例の一部を改正する条例

#### 1 改正理由

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき市街化調整区域であっても、市街地の隣接、近接等の区域のうち、条例で区域等を指定すれば、市街化区域と同様に開発が可能となっている。

今般、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりの推進のため、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が令和2年6月10日公布、令和4年4月1日に施行されることに伴い、「都市計画法」に規定する市街化調整区域内の開発許可等の基準について、所要の改正を行う必要がある。

法改正の概要
都市計画法の一部改正（R2.6.10公布、R4.4.1施行）
・浸水ハザードエリア等について、市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化 →市街化調整区域において特例的に開発が認められる区域を都道府県が条例で指定する場合に、浸水ハザードエリア等が除外されることとなるよう、 <u>政令で基準を規定</u>
都市計画法施行令の一部改正（R2.11.27・R3.10.29公布、R4.4.1施行）
条例で区域を指定する際の政令で定める <u>基準として、原則、以下の区域を除外することを規定</u> ・災害危険区域 ・土砂災害警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・浸水被害防止区域 ・浸水想定区域のうち、洪水等が発生した場合に、建築物の損壊や浸水により、住民の生命等に危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域

#### 2 改正の概要

- (1) 市街化調整区域内の開発許可等の基準を緩和するために条例で定めている隣接・近接区域、大規模既存集落区域及び既存集落区域について、災害により被害を受ける危険性の高い区域を含めないこととする。
- (2) その他規定の整備（条例・規則の規定項目の整理、規定内容の適正化等）

#### 3 対象地域

安来市の一部（条例公布後、区域を規則で定める）

※松江市は中核市であり、県と同様に改正予定。平成17年に条例制定（当時は事務処理市町村）。

#### 4 経過及び今後の予定

- ・安来市において区域図作成（～R3.10）、住民説明会（R3.10）、HPで意見募集
- ・安来市長の申出（R4.1）
- ・開発審査会の意見聴取（R4.2）
- ・規則改正（R4.3）

#### 5 施行期日

令和4年4月1日

国土交通省

### 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

【都市計画法、都市再生特別措置法】

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆ 災害ハザードエリアにおける開発抑制  
(開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

- **市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

(開発許可の対象とならない小規模な住宅等の開発に対する勧告・公表)

- 災害レッドゾーン内での住宅等の開発※について**勧告に従わない場合は公表**できることとする

※ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

区域	対応
災害レッドゾーン	開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
- 土砂災害特別警戒区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

◆ 立地適正化計画の強化  
(防災を主流化)

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

（避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等）

【都市再生特別措置法】

◆ 災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による防災移転支援計画

（市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等）

※ 上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

市街化調整区域

市街化区域

居住誘導区域

災害レッドゾーン

浸水ハザードエリア等

国土交通省

### 市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化

【都市計画法】

現行（都市計画法第34条第11号、12号）

- 市街化を抑制すべき市街化調整区域であっても、市街地の隣接、近接する等の区域のうち、地方公共団体が条例（いわゆる11号条例、12号条例）で区域等を指定すれば、市街化区域と同様に開発が可能。
- 条例での区域の指定に当たっては、政令（都計法施行令第29条の8、29条の9）において、原則として「**溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域**」等を指定区域から除外するよう定められているが、除外が徹底されていない場合もある。

↓ 11号条例、12号条例の区域から、災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリアの除外を徹底

見直し

<法改正>

- 11号条例及び12号条例の区域指定について、災害の防止が図られるよう政令で基準を設定することを法律（都計法第34条第11号、12号）で明記。

<政省令等改正>

- 11号条例及び12号条例の区域から
 

レッドゾーン

  - 災害危険区域（出水等）
  - 地すべり防止区域
  - 土砂災害特別警戒区域
  - 急傾斜地崩壊危険区域

 と**浸水ハザードエリア**※等を除外。

※ 水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア

- 浸水ハザードエリア等**における開発については、安全上及び避難上の対策が講じられるものに限り許可

都市計画法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>都市計画法施行条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成12年3月17日〕 〔島根県条例第30号〕</p> <p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により<u>条例</u>で指定する土地の区域(以下「隣接・近接区域」という。)は、<u>規則</u>で定める土地の区域_____で、次の各号のいずれにも該当するものとする_____。</p> <p>(1) <u>市街化区域との境界から2キロメートルの範囲内の土地の区域</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる区域を含まない土地の区域</u></p> <p>ア <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の災害危険区域</u></p> <p>イ <u>地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域</u></p> <p>ウ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域のうち、崩壊するおそれのある急傾斜地(同法第2条第1項の急傾斜地をいう。)の区域その他規則で定める土地の区域</u></p> <p>エ <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域(規則で定める土地の区域(同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を除く。))を除く。)</u></p> <p>オ <u>特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域</u></p> <p>カ <u>水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、次に掲げる事項を勘案して、洪水、雨水出水(同法第2条第1項の雨水出水をいう。)又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として規則で定める土地の区域</u></p> <p>(7) <u>土地利用の動向</u></p>	<p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により<u>知事</u>が指定する土地の区域(以下「隣接・近接区域」という。)は、<u>市街化区域との境界から規則で定める距離の範囲内</u>で、次の各号のいずれにも該当する<u>土地の区域</u>とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(1) <u>都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域(他の法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為を行うことができる土地の区域を除く。))以外の土地の区域</u></p>



(イ) 浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間

(ウ) 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況

キ アからカまでに掲げる区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域

(3) 区域内の主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、区域外の相当規模の道路と接続している土地の区域

(4) 区域内の排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域

2 前項に規定する隣接・近接区域の土地の区域を定める規則は、市町村長の申出に基づき定めるものとする。

3 知事は、第1項の規則を定めようとするときは、あらかじめ島根県開発審査会の意見を聴かなければならない。

第4条 〔略〕

(環境の保全上支障がある予定建築物等の用途)

第5条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、建築基準法 別表第2 (イ) 項に掲げる建築物以外のものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域(隣接・近接区域に限る。)において、規則で定める規模及び用途に供するものにあつては、この限りでない。

(1) 規則で定める一般国道の境界から200メートル以内の土地の区域

(2) 規則で定める県道の境界から50メートル以内の土地の区域

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の規則について、準用する。

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第6条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発

(2) 区域内の主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、区域外の相当規模の道路と接続していること。

(3) 区域内の排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

〔新設〕

〔新設〕

第4条 〔略〕

( 予定建築物等の用途)

第5条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる 予定建築物等の用途は、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2 (イ) 項に掲げる建築物以外の建築物とする。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

〔新設〕

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第6条 法第34条第12号の開発行為は、次の各号に掲げ



行為は、第3条第1項第2号に規定する土地の区域において行う開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大規模既存集落区域（規則で定める土地の区域であって、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね100以上の建築物が連たんしているものをいう。）において、次のいずれかに該当する建築物を建築する目的で行う開発行為

ア～ウ 〔略〕

(2) 既存集落区域（規則で定める土地の区域であって、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね50以上の建築物が連たんしているものをいう。）において、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為

(3)～(6) 〔略〕

る開発行為

\_\_\_\_\_とする。

(1) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね100以上の建築物が連たんしている地域 \_\_\_\_\_において、次のいずれかに該当する建築物を建築する目的で行う開発行為

ア 自己の居住の用に供する建築物  
イ 規則で定める規模の自己の業務の用に供する店舗、事務所、工場又は運動・レジャー施設  
ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅

(2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域 \_\_\_\_\_において、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為

(3) 市街化調整区域に現に居住する者（以下「現居住者」という。）の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）が、次のいずれかに該当する土地において別の世帯を構成するために自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為

ア 都市計画の決定又は変更により、市街化調整区域として新たに区分された日以前から現居住者が保有している土地  
イ 現居住者が自己の居住の用に供している建築物の敷地から規則で定める距離の範囲内で連たんしている土地

(4) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する収用対象事業の施行により、建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、これに代わるものを従前と同一の用途及び同程度の規模で建築することを目的として行う開発行為

(5) 集会所その他これに類する施設（町内会その他これに類する団体により管理運営されているものに限る。）を建築する目的で行う開発行為

(6) 規則で定める規模の敷地において、自己の居住の用に供する既存の建築物を増築し、又は改築する目

(7) 政令第1条第2項各号に掲げる工作物であって、  
その規模が1ヘクタール未満のものに併設する、当  
該工作物の管理上又は利用上必要不可欠な建築物  
で、規則で定める規模のものを建築する目的で行う  
開発行為

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項第1号及び  
第2号の土地の区域を定める規則について、準用す  
る。

(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の  
新築等)

第7条 政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で  
定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第  
一種特定工作物の新設（以下この条において「建築物  
の新築等」という。）は、第3条第1項第2号に規定  
する土地の区域において行う建築物の新築等であつ  
て、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 前条第1項各号に規定する開発行為を行う土地に  
おいて予定される建築物の要件に該当する建築物の  
新築又は改築

(2) 既存の建築物の増築又は改築\_\_\_\_\_で、  
従前の敷地の範囲内で行われるもの

(3) 自己の居住の用に供する建築物の附属建築物の新  
築又は改築で、規則で定める規模のもの

第8条・第9条 〔略〕

附 則 〔略〕

的で行う開発行為

(7) 政令第1条第2項に規定する1ヘクタール未満の  
規模の工作物\_\_\_\_\_に併設する、当  
該工作物の管理上又は利用上必要不可欠な建築物  
で、規則で定める規模のものを建築する目的で行う  
開発行為

〔新設〕

(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物\_\_  
\_\_\_\_\_)

第7条 政令第36条第1項第3号ハの規定により定める  
建築物は、次の各号に掲げる建築物  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_とする。

(1) 前条各号\_\_\_\_\_に規定する開発行為に係る予定建  
築物等\_\_\_\_\_の要件に該当する建築物\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) 既存の建築物を増築し、又は改築した建築物で、  
従前の敷地の範囲内で行われるもの

(3) 自己の居住の用に供する建築物の附属建築物\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_で、規則で定める規模のもの

第8条・第9条 〔略〕

附 則 〔略〕

## 第144号議案

### 島根県手数料条例の一部を改正する条例

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律認定事務手数料関係)

#### 1. 改正の理由

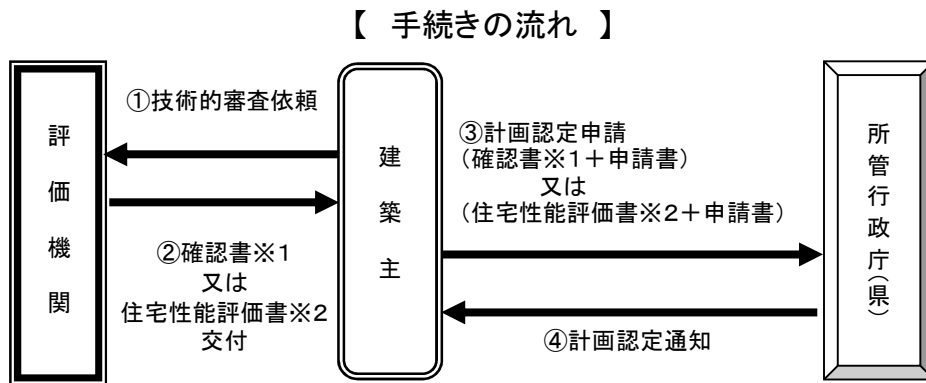
長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が令和3年5月28日に公布され令和4年2月20日より施行される。

これに伴い島根県手数料条例について所要の改正を行う必要がある。

#### 2. 制度改正の概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（長期優良住宅法）に基づく、長期優良住宅建築等計画認定事務の内容が次のとおり変更となるため、現行手数料の改正及び手数料の新設を行う。

①所管行政庁と登録住宅性能評価機関（評価機関）との審査における役割分担が変更となったため、手数料の見直しが必要となる。



※1：住宅の品質確保の促進に関する法律（品確法）に基づく住宅性能表示制度の評価基準のうち長期優良住宅の認定基準に適合するものに対し評価機関が交付

※2：品確法に基づく住宅性能表示制度の評価基準に適合するものに対し評価機関が交付

②共同住宅における認定を促進するため、容積率の割増しが可能となる長期優良型総合設計制度の創設に伴い新たに手数料を設ける必要がある。

### 3. 条例改正の概要

①計画認定申請において、従来、評価機関の審査項目であったもので所管行政庁の審査となるものは増額し、所管行政庁の審査から外れた項目については減額を行う。

- ・ 確認書を添付して計画認定申請する場合
  - 維持保全計画（※A）が行政庁の審査へ移行・・・現行手数料の増額
- ・ 住宅性能評価書を添付して計画認定申請する場合
  - 長期使用構造等（※B）が評価機関の審査へ移行・・・現行手数料の減額

※A及びB：長期優良住宅計画認定の審査項目

【審査項目】 ●：所管行政庁による審査    ○：評価機関による審査

改正前		長期優良住宅計画 認定の審査項目				
審査ルート	長期使用構造等		維持保全計画			
	性能評価基準	長期独自基準	面積	維持	景観	
適合証※1 ありの場合	○	○	○	○	○	
住宅性能評価書 ※2ありの場合	○	●	●	●	●	

➔

改正後		長期優良住宅計画 認定の審査項目				
審査ルート	長期使用構造等		維持保全計画			
	性能評価基準	長期独自基準	面積	維持	景観	
確認書※1 ありの場合	○	○	●	●※A	●	
住宅性能評価書 ※2ありの場合	○	●※B	●	●	●	

②制度創設に伴う手数料新設・・・申請1件につき 161,000円

### 4. 施行期日

令和4年2月20日から施行する。

《 新旧 手数料表 》

改正前

長期優良住宅 認定申請手数料（令和元年10月1日以降）

1. 当初計画の認定申請(新築しようとする場合)

【法第5条第1項から第3項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機 関の適合証なし	住宅性能評価機 関の適合証あり	住宅性能評価書 のみ添付
一戸建ての住宅	45,000円	6,000円	16,000円
共同住宅等			
500㎡以下	104,000円	12,000円	56,000円
500㎡超 1,000㎡以下	164,000円	21,000円	89,000円
1,000㎡超 3,000㎡以下	325,000円	30,000円	167,000円
3,000㎡超 5,000㎡以下	583,000円	56,000円	286,000円
5,000㎡超 10,000㎡以下	1,002,000円	96,000円	439,000円
10,000㎡超 20,000㎡以下	1,825,000円	155,000円	786,000円
20,000㎡超 30,000㎡以下	2,608,000円	191,000円	1,072,000円
30,000㎡超	3,195,000円	203,000円	1,297,000円

2. 当初計画の認定申請(既存住宅に増改築しようとする場合)

【法第5条第1項から第3項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料	
	住宅性能評価機 関の適合証なし	住宅性能評価機 関の適合証あり
一戸建ての住宅	67,000円	9,000円
共同住宅等		
500㎡以下	157,000円	18,000円
500㎡超 1,000㎡以下	248,000円	32,000円
1,000㎡超 3,000㎡以下	489,000円	45,000円
3,000㎡超 5,000㎡以下	875,000円	84,000円
5,000㎡超 10,000㎡以下	1,505,000円	114,000円
10,000㎡超 20,000㎡以下	2,739,000円	234,000円
20,000㎡超 30,000㎡以下	3,913,000円	287,000円
30,000㎡超	4,793,000円	306,000円

改正後

長期優良住宅 認定申請手数料（令和4年2月20日以降）

1. 当初計画の認定申請(新築しようとする場合)

【法第5条第1項から第5項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機 関の <b>確認書</b> なし	住宅性能評価機 関の <b>確認書</b> あり	住宅性能評価書 ( <b>長期使用構造 等適合</b> )あり
一戸建ての住宅	45,000円	12,000円	12,000円
共同住宅等			
500㎡以下	104,000円	22,000円	22,000円
500㎡超 1,000㎡以下	164,000円	36,000円	36,000円
1,000㎡超 3,000㎡以下	325,000円	59,000円	59,000円
3,000㎡超 5,000㎡以下	583,000円	95,000円	95,000円
5,000㎡超 10,000㎡以下	1,002,000円	145,000円	145,000円
10,000㎡超 20,000㎡以下	1,825,000円	242,000円	242,000円
20,000㎡超 30,000㎡以下	2,608,000円	306,000円	306,000円
30,000㎡超	3,195,000円	348,000円	348,000円

2. 当初計画の認定申請(既存住宅に増改築しようとする場合)

【法第5条第1項から第5項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料	
	住宅性能評価機 関の <b>確認書</b> なし	住宅性能評価機 関の <b>確認書</b> あり
一戸建ての住宅	67,000円	18,000円
共同住宅等		
500㎡以下	157,000円	33,000円
500㎡超 1,000㎡以下	248,000円	53,000円
1,000㎡超 3,000㎡以下	489,000円	89,000円
3,000㎡超 5,000㎡以下	875,000円	142,000円
5,000㎡超 10,000㎡以下	1,505,000円	217,000円
10,000㎡超 20,000㎡以下	2,739,000円	363,000円
20,000㎡超 30,000㎡以下	3,913,000円	459,000円
30,000㎡超	4,793,000円	521,000円

《 新旧 手数料表 》

改正前

長期優良住宅 認定申請手数料（令和元年10月1日以降）

3. 変更計画の認定申請

【法第8条第1項（譲受人の決定を除く）】

住宅の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機 関の適合証なし	住宅性能評価機 関の適合証あり	住宅性能評価書 のみ添付
一戸建ての住宅(新築 しようとする際に認 定を受けたもの)	23,000円	3,000円	8,000円
一戸建ての住宅(増改 築しようとする際に 認定を受けたもの)	34,000円	5,000円	
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の1/2と増加する部分の 床面積の合計について1. の床面積の区分に応じ た額		

※ 認定申請は住戸単位での申請になりますので、共同住宅等の場合は1. 2. による額を申請戸数で除して得た額を一戸あたりの申請手数料とします。(100円未満は切り捨て)

4～6 (省略)

改正後

長期優良住宅 認定申請手数料（令和4年2月20日以降）

3. 変更計画の認定申請

【法第8条第1項（譲受人の決定を除く）】

住宅の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機 関の <b>確認書</b> なし	住宅性能評価機 関の <b>確認書</b> あり	住宅性能評価書 ( <b>長期使用構造 等適合</b> )あり
一戸建ての住宅(新築 しようとする際に認 定を受けたもの)	23,000円	6,000円	6,000円
一戸建ての住宅(増改 築しようとする際に 認定を受けたもの)	34,000円	9,000円	
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の1/2と増加する部分の 床面積の合計について1. <b>2.</b> の床面積の区分に 応じた額		

※ 共同住宅等の手数料について

法第5条第1項に規定する区分所有住宅以外の共同住宅等の認定申請は住戸単位での申請になりますので、表1. 2. による額を申請戸数で除して得た額を一戸あたりの申請手数料とします。(100円未満は切り捨て)

4. 容積率の特例の許可【法第18条第1項】

法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
-----------------------------------	------------------

5～7 (省略)

島根県手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
島根県手数料条例					
〔平成12年3月17日〕 〔島根県条例第5号〕					
第1条～第7条 〔略〕			第1条 〔略〕		
			(手数料の納付及び額)		
			第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。		
			第3条～第7条 〔略〕		
附 則 〔略〕			附 則 〔略〕		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
1～64 〔略〕	〔略〕	〔略〕	1～64 〔略〕	〔略〕	〔略〕
64の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号に	45,000円（ <u>確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律</u>	64の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（ <u>次号及び第5号</u> において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号に	45,000円（ <u>適合証（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81</u>



において同じ。)の場合

(平成11年法律第81号) 第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、12,000円)

イ 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同

において同じ。)の場合

号) 第5条第1項の登録住宅性能評価機関(次号において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合にあっては、6,000円、設計住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、16,000円)

イ 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同



	書の提出がある場合にあっては、36,000円		の提出がある場合にあっては21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円)を認定申請数で除して得た額
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、59,000円 ) を認定申請数で除して得た額	(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円 (適合証 の提出がある場合にあっては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円) を認定申請数で除して得た額
(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、95,000円 ) を認定申請数で除して得た額	(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円 (適合証 の提出がある場合にあっては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円) を認定申請数で除して得た額
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出があ	(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円 (適合証 の提出があ

		る場合にあっては、 145,000円			る場合にあっては、 96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 439,000円)
		) を認定申請数で除して得た額			) を認定申請数で除して得た額
(カ)	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 242,000円	(カ)	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円 (適合証 の提出がある場合にあっては、 155,000円、 設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 786,000円)
		) を認定申請数で除して得た額			) を認定申請数で除して得た額
(キ)	床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,608,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 306,000円	(キ)	床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,608,000円 (適合証 の提出がある場合にあっては、 191,000円、 設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 1,072,000円)
		) を認定申請数で除して得た額			) を認定申請数で除して得た額
(ク)	床面積の合計が30,000	3,195,000円	(ク)	床面積の合計が30,000	3,195,000円

平方メートルを超えるもの	( <u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、</u> 348,000円)	平方メートルを超えるもの	( <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 203,000円、 <u>設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては</u> 1,297,000円)を認定申請数で除して得た額
ウ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合	67,000円 ( <u>確認書の提出がある場合にあっては、</u> 18,000円)	ウ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合	67,000円 ( <u>適合証の提出がある場合にあっては、</u> 9,000円)
エ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合		エ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合	
(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円 ( <u>確認書の提出がある場合にあっては、</u> 33,000円)を認定申請数で除して得た額	(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円 ( <u>適合証の提出がある場合にあっては、</u> 18,000円)を認定申請数で除して得た額
(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円 ( <u>確認書の提出がある場合にあっては、</u> 53,000円)を認定申請数で除して得た額	(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円 ( <u>適合証の提出がある場合にあっては、</u> 32,000円)を認定申請数で除して得た額
(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円 ( <u>確認書の提出がある場合にあっては、</u> 89,000円)を	(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円 ( <u>適合証の提出がある場合にあっては、</u> 45,000円)を

	認定申請数で 除して得た額		認定申請数で 除して得た額
(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円 ( <u>確認書の提出がある場合にあっては、142,000円</u> )を 認定申請数で 除して得た額	(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円 ( <u>適合証の提出がある場合にあっては、84,000円</u> )を 認定申請数で 除して得た額
(カ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円 ( <u>確認書の提出がある場合にあっては、217,000円</u> ) を認定申請数 で除して得た 額	(カ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円 ( <u>適合証の提出がある場合にあっては、144,000円</u> ) を認定申請数 で除して得た 額
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円 ( <u>確認書の提出がある場合にあっては、363,000円</u> ) を認定申請数 で除して得た 額	(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円 ( <u>適合証の提出がある場合にあっては、234,000円</u> ) を認定申請数 で除して得た 額
(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,913,000円 ( <u>確認書の提出がある場合にあっては、459,000円</u> ) を認定申請数 で除して得た 額	(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,913,000円 ( <u>適合証の提出がある場合にあっては、287,000円</u> ) を認定申請数 で除して得た 額
(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,793,000円 ( <u>確認書の提出がある場合にあっては、521,000円</u> ) を認定申請数 で除して得た 額	(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,793,000円 ( <u>適合証の提出がある場合にあっては、306,000円</u> ) を認定申請数 で除して得た 額
(2) 法第8条第1項の規定に基		(2) 法第8条第1項の規定に基	

づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者（第4号に掲げる者を除く。）

ア 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のアの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合  
23,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、6,000円）

イ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のイの計画の認定を受けた共同住宅等の場合

(7) 計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分（床面積の増加に

104,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性

づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者（第4号に掲げる者を除く。）

ア 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のアの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合  
23,000円（変更後の計画に係る適合証（変更の認定を受けようとする計画について登録住宅性能評価機関が作成した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあつては3,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては8,000円）

イ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のイの計画の認定を受けた共同住宅等の場合

(7) 計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分（床面積の増加に

104,000円（変更後の計画に係る適合証



	係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「変更に係る床面積の合計」という。)が500平方メートル以内のもの	能評価書の提出がある場合にあっては、 <u>22,000円</u>		係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「変更に係る床面積の合計」という。)が500平方メートル以内のもの	_____の提出がある場合にあっては、 <u>12,000円</u> 、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては <u>56,000円</u>
	(イ) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	_____ )を 変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。))に係る住戸について行われる計画の変更の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。)		<u>164,000円</u> (変更後の計画に係る <u>確認書</u> 又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 <u>36,000円</u> )	_____ )を 変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。))に係る住戸について行われる計画の変更の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。)

定申請数で除して得た額

(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 325,000円 (変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、59,000円

(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 583,000円 (変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、95,000円

(オ) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1,002,000円 (変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、145,000円

定申請数で除して得た額

(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 325,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円) を変更認定申請数で除して得た額

(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 583,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円) を変更認定申請数で除して得た額

(オ) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1,002,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては96,000円、設

								計住宅性能評
								価書の提出が
								ある場合に
								あ
								っ
								て
								は
								439,000円)
								を
								変更認定申
								請数で除して
								得た額
(カ)	変更に係る床面積の合	1,825,000円				(カ)	変更に係る床面積の合	1,825,000円
	計が10,000平方メートル	(変更後の計					計が10,000平方メートル	(変更後の計
	を超え20,000平方メート	画に係る <u>確認</u>					を超え20,000平方メート	画に係る <u>適合</u>
	ル以内のもの	書又は住宅性					ル以内のもの	証
		能評価書の提						の提
		出がある場合						出がある場合
		にあつては、 <u>242,000円</u>						にあつては <u>155,000円</u> 、
								<u>設計住宅性能</u>
								<u>評価書の提出</u>
								<u>がある場合に</u>
								<u>あ</u>
								<u>っ</u>
								<u>て</u>
								<u>は</u>
								<u>786,000円)</u>
								を
								変更認定申
								請数で除して
								得た額
(キ)	変更に係る床面積の合	2,608,000円				(キ)	変更に係る床面積の合	2,608,000円
	計が20,000平方メートル	(変更後の計					計が20,000平方メートル	(変更後の計
	を超え30,000平方メート	画に係る <u>確認</u>					を超え30,000平方メート	画に係る <u>適合</u>
	ル以内のもの	書又は住宅性					ル以内のもの	証
		能評価書の提						の提
		出がある場合						出がある場合
		にあつては、 <u>306,000円</u>						にあつては <u>191,000円</u> 、
								<u>設計住宅性能</u>
								<u>評価書の提出</u>
								<u>がある場合に</u>
								<u>あ</u>
								<u>っ</u>
								<u>て</u>
								<u>は</u>
								<u>1,072,000</u>
								<u>円)</u>
								を
								変更認定申
								請数で除
								して得た額
(ク)	変更に係る床面積の合	3,195,000円				(ク)	変更に係る床面積の合	3,195,000円
	計が30,000平方メートル	(変更後の計					計が30,000平方メートル	(変更後の計

	を超えるもの	画に係る <u>確認書</u> 又は <u>住宅性能評価書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>348,000円</u>		を超えるもの	画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>203,000円</u> 、 <u>設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては</u> <u>1,297,000円</u>
	ウ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のウの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	34,000円(変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>9,000円</u> )		ウ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のウの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	34,000円(変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>5,000円</u> )
	エ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のエの計画の認定を受けた共同住宅等の場合			エ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のエの計画の認定を受けた共同住宅等の場合	
	(7) 変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円(変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>33,000円</u> )		(7) 変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円(変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>18,000円</u> )
	(4) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円(変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>53,000円</u> )		(4) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円(変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>32,000円</u> )

	して得た額		して得た額
(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>89,000円</u> )を 変更認定申請数で除して得た額	(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>45,000円</u> )を 変更認定申請数で除して得た額
(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>142,000円</u> )を 変更認定申請数で除して得た額	(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>84,000円</u> )を 変更認定申請数で除して得た額
(オ) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>217,000円</u> )を 変更認定申請数で除して得た額	(オ) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>144,000円</u> )を 変更認定申請数で除して得た額
(カ) 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>363,000円</u> )を 変更認定申請数で除して得た額	(カ) 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>234,000円</u> )を 変更認定申請数で除して得た額
(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートル	3,913,000円 (変更後の計	(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートル	3,913,000円 (変更後の計

	<p>を越え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 計画の変更の認定（法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。）を受けようとする者</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可を受けようとする者</p>	<p>画に係る<u>確認書</u>の提出がある場合にあっては、<u>459,000円</u>）</p> <p>を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>4,793,000円</p> <p>（変更後の計画に係る<u>確認書</u>の提出がある場合にあっては、<u>521,000円</u>）</p> <p>を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>161,000円</p> <p>[略]</p>		<p>を越え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 計画の変更の認定（法第9条第1項_____の規定によるものに限る。）を受けようとする者</p> <p>(5) [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>画に係る<u>適合証</u>の提出がある場合にあっては、<u>287,000円</u>）</p> <p>を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>4,793,000円</p> <p>（変更後の計画に係る<u>適合証</u>の提出がある場合にあっては、<u>306,000円</u>）</p> <p>を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[新設]</p>	
64の3 ～67	[略]	[略]		64の3 ～67	[略]	[略]

変更契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工 事 の 概 要	工 期
第148号 P 4	一般県道黒沢安城浜田線 (長見工区) 防災安全交付金(改築) (仮称)長見トンネル工事	浜田市長見町地内	トンネル名：(仮称)長見トンネル 工事延長：122m (うちトンネル延長122m) 幅員：8.0m (0.75+0.50+2.75×2+0.50+0.75) 内空断面積：44.7㎡ 掘削工法：N A T M(発破掘削)	R4.2.28
契 約 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額		契約の相手方等		
・契約額の変更 572,000,000円 ↓ 703,332,300円 (131,332,300円 増額)		大畑建設・堀工務店特別共同企業体  代表者 益田市大谷町36番地3 大畑建設株式会社 代表取締役社長 大畑 勉  構成員 大田市波根町665番地 株式会社堀工務店 代表取締役 堀 博彦  (R3.10.18仮契約)	主な理由 <b>【地山分類の変更による増額】</b> 当初設計では、地表面からの探査及びボーリング調査の結果から、地質を推定し掘削工法を決定していた。掘削を行った結果、推定と異なる区間が見られたため、推定よりも脆弱な区間については掘削時の支保工を強化し、実際の岩盤状況に応じた掘削工法に変更した。  <b>【仮設備運転日数増】</b> 地山分類の変更等に伴い、トンネル掘削日数が変更となったため、仮設備運転日数を変更した。  <b>【週休2日工事の実施による補正】</b> 本工事は「島根県週休2日工事試行要領」に基づく対象工事であり、受注者の希望により4週8休を実施するため、これに係る経費を補正して変更した。	



## 令和3年度土木部 11 月補正予算案の概要(初日提案分)

### 1. 補正の考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正
- (2) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為及び繰越明許の設定

### 2. 補正額 (一般会計)                      22 百万円増

### 3. 補正内容

- (1) 非公共事業の補正額                      22 百万円増

#### 【補正項目】

- ① 県立都市公園の管理運営費              22 百万円増

子どもたちが密集・密接を回避しつつ、安全安心に遊ぶことができるよう、  
県立都市公園に遊具を整備

(浜山公園、石見海浜公園、万葉公園)

# 令和3年度11月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

## 1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
土木総務課	2,674,650	0	2,674,650	100.0%
技術管理課	454,926	0	454,926	100.0%
用地対策課	3,995,750	0	3,995,750	100.0%
道路維持課	13,989,572	0	13,989,572	100.0%
道路建設課	15,331,601	0	15,331,601	100.0%
高速道路推進課	5,863,619	0	5,863,619	100.0%
河川課	12,224,597	0	12,224,597	100.0%
斐伊川神戸川対策課	616,228	0	616,228	100.0%
港湾空港課	6,080,369	0	6,080,369	100.0%
砂防課 ※	29,328,593	0	29,328,593	100.0%
都市計画課	2,580,715	22,081	2,602,796	100.9%
下水道推進課	717,439	0	717,439	100.0%
建築住宅課	1,094,339	0	1,094,339	100.0%
一般会計合計	94,952,398	22,081	94,974,479	100.0%

※砂防課予算額：災害復旧費を含む

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
0	0	0	0	0	22,081	22,081

## 2. 特別会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	852,285	0	852,285	100.0%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,304,207	0	3,304,207	100.0%
特別会計合計	4,156,492	0	4,156,492	100.0%

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
0	0	0	0	0	0	0

# 令和3年度11月補正予算案 債務負担行為補正

(流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 3,763,110千円(追加:2,126,610千円、変更:1,636,500千円)

うち施工時期の平準化のための債務負担行為 2,167,810千円(追加:1,156,610千円、変更:1,011,200千円)

## 〔一般会計:追加分〕

※網がけがあるものは、施工時期の平準化のための債務負担行為

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内 容	
			箇所・概要	位置
電子調達システム第3期構築・運用事業費	3~4	40,000	電子調達システム ブラウザ移行対応業務委託 40,000千円	本庁
建設工事事務管理システム更新事業費	3~4	35,000	建設工事事務管理システム ブラウザ移行対応業務委託 35,000千円	本庁
地域整備促進事業費	3~4	500,000	維持管理業務委託 500,000千円	全県
県単道路整備事業費	3~8	100,000	道路情報システム保守業務委託 100,000千円	本庁
国庫国道道路改良事業費	3~4	75,000	国道432号 大庭3工区 用地物件調査業務委託 20,000千円	松江市
			ほか2件	
社会資本整備総合交付金事業費	4~5	300,000	(主)安来木次線 切川2工区 擁壁工 300,000千円	安来市
県単河川リフレッシュ事業費	3~4	15,000	三刀屋川外 維持一括業務委託 15,000千円	全県
県単港湾事業費	3~4	93,000	江津港 郷田・渡津工区 浚渫 30,000千円	江津市
			ほか2件	
港湾改修事業費	3~4	250,000	河下港 垂水地区 防波堤工 250,000千円	出雲市
県単空港事業費	3~4	269,610	出雲空港 除雪車両購入 80,000千円	出雲市
			ほか2件	
県単空港事業費	4~5	220,000	隠岐空港 化学消防車購入 220,000千円	隠岐の島町
志津見ダム・尾原ダム事業促進事業費	3~4	10,000	尾原ダム湖ボート競技施設管理業務委託 10,000千円	雲南市 奥出雲町
特定土砂災害対策推進事業費	3~4	95,000	現場技術業務委託 95,000千円	全県
土砂災害情報通報事業費	3~4	30,000	土砂災害予警報システム維持点検 30,000千円	全県
県単地すべり対策事業費	4	20,000	三谷地区 抑制工 20,000千円	松江市
県単砂防ダムリフレッシュ事業費	3~4	52,000	天神谷川・阿用川・案内川 維持一括業務委託 52,000千円	雲南市
県単砂防修繕費	3~4	22,000	加食川 根固工 6,000千円	奥出雲町
			ほか2件	

〔一般会計:変更分〕

※括弧書きは、変更前の限度額

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・変更内容	位 置
道路橋梁維持修繕費	3~4	1,507,000 (1,480,000)	除雪車両購入 33,000千円 → 60,000千円 (+27,000千円)	全 県
社会資本整備総合交付金事業費	3~4	2,166,000 (1,321,000)	(主)斐川一畑大社線 地合工区 舗装工 0千円 → 40,000千円	出雲市
			益田港 高津工区 防波堤 0千円 → 200,000千円	益田市
			岡田谷川 砂防堰堤工 0千円 → 100,000千円	江津市
			ほか4件	
社会資本整備総合交付金事業費	4	7,807,652 (7,354,652)	(一)斐川上島線 武部2工区 橋梁下部工 140,000千円 → 180,000千円 (+40,000千円)	出雲市
			八戸川 移動式排水施設(ポンプ車)購入 0千円 → 88,000千円	江津市
			知当川 溪流保全工・床固工 0千円 → 30,000千円	西ノ島町
			神門通り線 2工区 電線共同溝 680,000千円 → 740,000千円 (+60,000千円)	出雲市
			ほか4件	
国庫国道道路改良事業費	4	350,000 (270,000)	国道432号 古志原工区 電線共同溝 70,000千円 → 150,000千円 (+80,000千円)	松江市
河川管理事業費	3~4	42,900 (42,600)	水門・樋門専門点検業務委託 2,500千円 → 2,800千円 (+300千円)	益田管内一円
県単河川維持修繕費	3~4	247,700 (20,000)	河川管理施設長寿命化 0千円 → 30,000千円	全 県
			十間川 かごマット工・現場打コンクリート工 0千円 → 15,000千円	出雲市
			益田川 河床掘削工 0千円 → 5,000千円	益田市
			ほか15件	
県単海岸維持修繕費	3~4	11,000 (7,500)	琴ヶ浜海岸外 堆積砂の掘削押土 7,500千円 → 11,000千円 (+3,500千円)	大田市



## 令和3年度11月補正予算案（初日提案分） 流域下水道事業会計

### 1. 概要

翌年度以降にわたり執行が必要な事業について、債務負担行為の設定を行う。

### 2. 債務負担行為

債務負担行為の設定 830,000千円（うち追加 50,000千円）

事 項（事業）	期間 (年度)	限度額 (千円)	備考
東部浄化センター特高受変電設備改築工事	R4～R5	50,000 ( 0 )	追加
計		830,000 ( 780,000 )	

※括弧書きは、変更前の限度額

## 令和3年度土木部11月補正予算案の概要（中日提案分）

### 1. 補正の考え方

- (1) 国の補正予算に呼応し、防災・減災、国土強靱化のための対策を実施するために必要な補正
- (2) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為及び繰越明許の設定

2. 補正額（一般会計）                    8,511 百万円増

### 3. 補正内容

(1) 公共事業の補正額                    8,511 百万円増

#### 【主な補正項目】

- ① 補助公共事業費                    7,879 百万円増  
道路の法面对策・耐震補強、河川の整備・河道掘削、海岸侵食対策、砂防ダムの整備、急傾斜・地すべり対策など
- ② 維持修繕費                            632 百万円増  
道路の法面修繕など



**令和3年度11月補正予算案**  
**土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分		予算区分	補正前の額	補正額	補正後額	比較
			【9月補正後】 (A)	【国補正】 (B)	(C=A+B)	(C/A)
公共 (改良系)	補助公共	道 路	17,918	2,139	20,057	112%
		河川・ダム	3,743	4,042	7,785	208%
		砂 防	1,868	1,451	3,319	178%
		港湾・空港	2,290	247	2,537	111%
		街路・公園	1,698		1,698	100%
		下 水 道	1,419		1,419	100%
		住 宅	760		760	100%
		文化財調査	12		12	100%
		災害関連	2,325		2,325	100%
	補助公共計		32,033	7,879	39,912	125%
	県単公共	道 路	607		607	100%
		河川・ダム	1,651		1,651	100%
		砂 防	773		773	100%
		港湾・空港	1,184		1,184	100%
		街路・公園	192		192	100%
		下 水 道	797		797	100%
		住 宅	411		411	100%
		地域整備促進等	430		430	100%
		災害関連	2,907		2,907	100%
県単公共計		8,952	0	8,952	100%	
公共計		40,985	7,879	48,864	119%	
維持修繕費	補助維持修繕	道 路	2,830	632	3,462	122%
		補助維持修繕計	2,830	632	3,462	122%
	県単維持修繕	道 路	5,647		5,647	100%
		河川・ダム	2,259		2,259	100%
		砂 防	485		485	100%
		港湾・空港	98		98	100%
		地域整備促進	1,018		1,018	100%
	県単維持修繕計		9,507	0	9,507	100%
	維持修繕費計		12,337	632	12,969	105%
	公共+維持修繕費		53,322	8,511	61,833	116%
直 轄 負 担 金		7,218		7,218	100%	
災 害 復 旧 費		23,460		23,460	100%	
受 託 事 業 費		401		401	100%	
総 合 計		84,401	8,511	92,912	110%	

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。  
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。  
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。  
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。  
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

# 令和3年度11月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

## 1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 【9月補正後】 (A)	補正額		補正額 (D=B+C)	補正後 【11月補正後】 (E=A+D)	比較 (E/A)
		初日(通常) (B)	中日(国補正) (C)			
土木総務課	2,674,650	0	0	0	2,674,650	100.0%
技術管理課	454,926	0	0	0	454,926	100.0%
用地対策課	3,995,750	0	0	0	3,995,750	100.0%
道路維持課	13,989,572	0	1,433,953	1,433,953	15,423,525	110.3%
道路建設課	15,331,601	0	1,336,300	1,336,300	16,667,901	108.7%
高速道路推進課	5,863,619	0	0	0	5,863,619	100.0%
河川課	12,224,597	0	4,041,941	4,041,941	16,266,538	133.1%
斐伊川神戸川対策課	616,228	0	0	0	616,228	100.0%
港湾空港課	6,080,369	0	246,700	246,700	6,327,069	104.1%
砂防課 ※	29,328,593	0	1,451,550	1,451,550	30,780,143	104.9%
都市計画課	2,580,715	22,081	0	22,081	2,602,796	100.9%
下水道推進課	717,439	0	0	0	717,439	100.0%
建築住宅課	1,094,339	0	0	0	1,094,339	100.0%
一般会計合計	94,952,398	22,081	8,510,444	8,532,525	103,484,923	109.0%

※砂防課予算額：災害復旧費を含む

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
4,386,928	0	89,177	3,984,200	0	50,139	8,510,444

## 2. 特別会計

課名	補正前の額 【9月補正後】 (A)	補正額		補正額 (D=B+C)	補正後 【11月補正後】 (E=A+D)	比較 (E/A)
		初日(通常) (B)	中日(国補正) (C)			
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	852,285	0	0	0	852,285	100.0%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,304,207	0	0	0	3,304,207	100.0%
特別会計合計	4,156,492	0	0	0	4,156,492	100.0%

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
0	0	0	0	0	0	0

# 令和3年度11月補正予算案 債務負担行為補正

(流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 90,000千円 (変更: 90,000千円)

**【一般会計:変更分】**

※括弧書きは、変更前の限度額

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
国庫国道道路改良事業費	3~4	165,000 (75,000)	松江北道路 測量設計業務委託 0千円 → 90,000千円	松江市



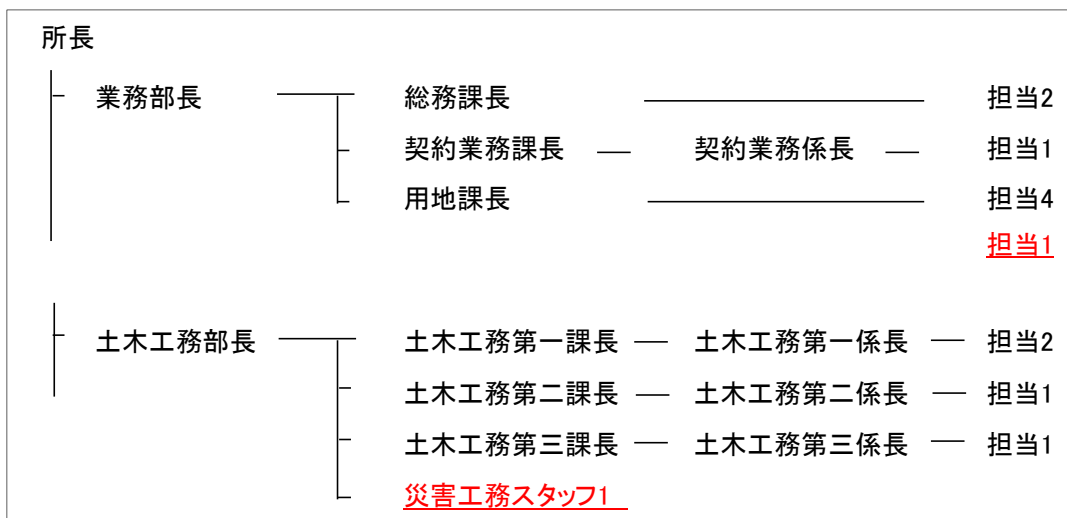
## 災害復旧に対応するための組織改正について

### 1. 概 要

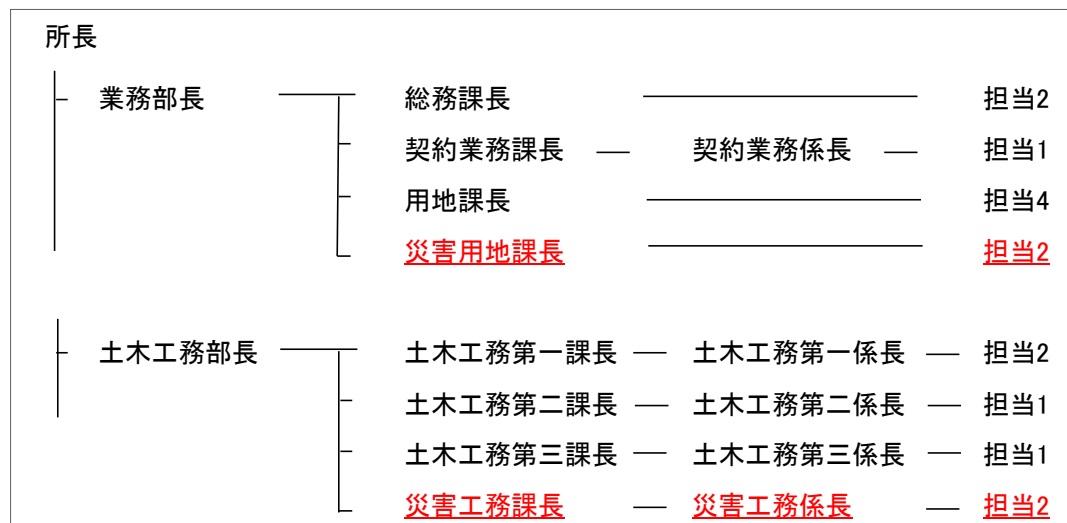
令和3年7月に発生した災害によって生じた被害の復旧等に対応するため、雲南県土整備事務所の組織改正を9/21と11/1の2回にわたり段階的に実施。

### 2. 組織改正

(1) 9月21日



(2) 11月1日



令和3年12月14日・15日  
建設環境委員会  
土木部土木総務課  
(建設産業対策室)

## 令和4～6年度 島根県建設工事等入札参加資格審査について

県が発注する建設工事及び測量業務等の入札競争に参加しようとする者に対し、通常は2年に1回資格審査を行い、建設業等有資格者名簿に登載している。

しかし、昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策として更新を取りやめ、同名簿を1年間延長して使用したことに伴い、国等のサイクルとのズレが生じることとなった。

この解消策として、今回の審査による名簿の有効期間を3年間（令和4～6年度）とし、申請の受付を開始した。

### 記

#### 1. これまでの経緯等

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として名簿の有効期間を延長

令和2年度は、通常であれば2年に1回の有資格者名簿の更新を行う時期であったが、申請手続きに伴う接触を防止する観点から、更新は行わずに特例による1年間延長の措置を行った。[H31(R1)・32(R2)・R3年度名簿]

- (2) 業界団体等からの要望等（国等との名簿更新時期のずれの解消など）

上記(1)に伴い、令和2年度も2年に1回の更新を行った国等の申請サイクルとずれが生じることとなり、業界団体等から同じサイクルとなるように戻して欲しい旨の強い要望があった。

#### 2. 今回の主な改正点

- (1) 名簿の有効期間

令和4～6年度入札参加資格名簿の有効期間 [3年間]

(令和4年4月1日～令和7年3月31日)

次回以降は、2年間とする予定（次回：R7～8年度名簿）

- (2) 特別点の新規項目

[建築一式工事]

①島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者への加点

②島根県被災住宅応急復旧相談員を常勤雇用した場合への加点

※事由 H30.4の大田市を中心とした地震での教訓を踏まえて、災害対応が速やかにできるように創設された同制度の普及をより強化するため。

- (3) 一部変更等

現名簿（H31～R3）と次回名簿（R4～R6）が3年間となった関係から、各加点項目の実績年度をこれまでの2年間から3年間へ変更

→ 新型コロナの影響を受ける前の期間についても算定可能になる。

### 3. スケジュール

申請受付期間	令和3年12月1日～令和4年1月16日
審査・格付決定時期	令和4年3月中旬
名簿配布時期	令和4年4月1日

#### [参考1]

●島根県建設工事等入札参加資格名簿とは

県が発注する建設工事（工事種別毎）及び測量、建設コンサルタント業務等（委託業務毎）について、あらかじめ入札参加資格の確認、審査等を行い、その認定を受けた者（有資格業者）の名簿。

国土交通省及び本県では、通常、2年毎に更新を行っている。

また、本県では次の建設工事に関しては、※県内業者に限り、客観点（経営事項審査の結果）に、別途、特別点を加算し、格付（A～C）している。

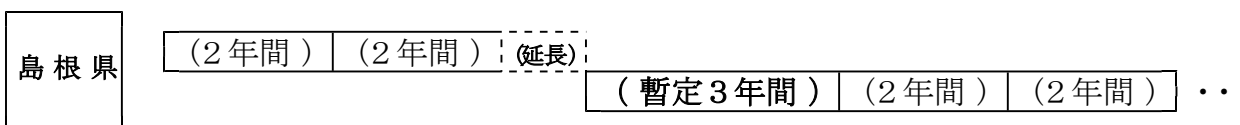
①土木一式工事 ②建築一式工事 ③アスファルト舗装工事 ④法面処理工事

※ 県内業者 … 建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有する者

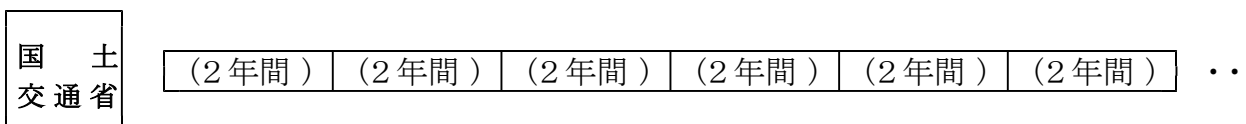
#### [参考2]

●本県と国（国土交通省）との入札参加資格申請サイクル

H29 年度	H30 年度	H31 <sup>(R)</sup> 元年度	R 2 年度	<b>R 3 年度</b>	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	..
-----------	-----------	---------------------------	-----------	-------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----



⋮ → 以降、同じサイクルとなる  
⋮ (同一時期での2年間)



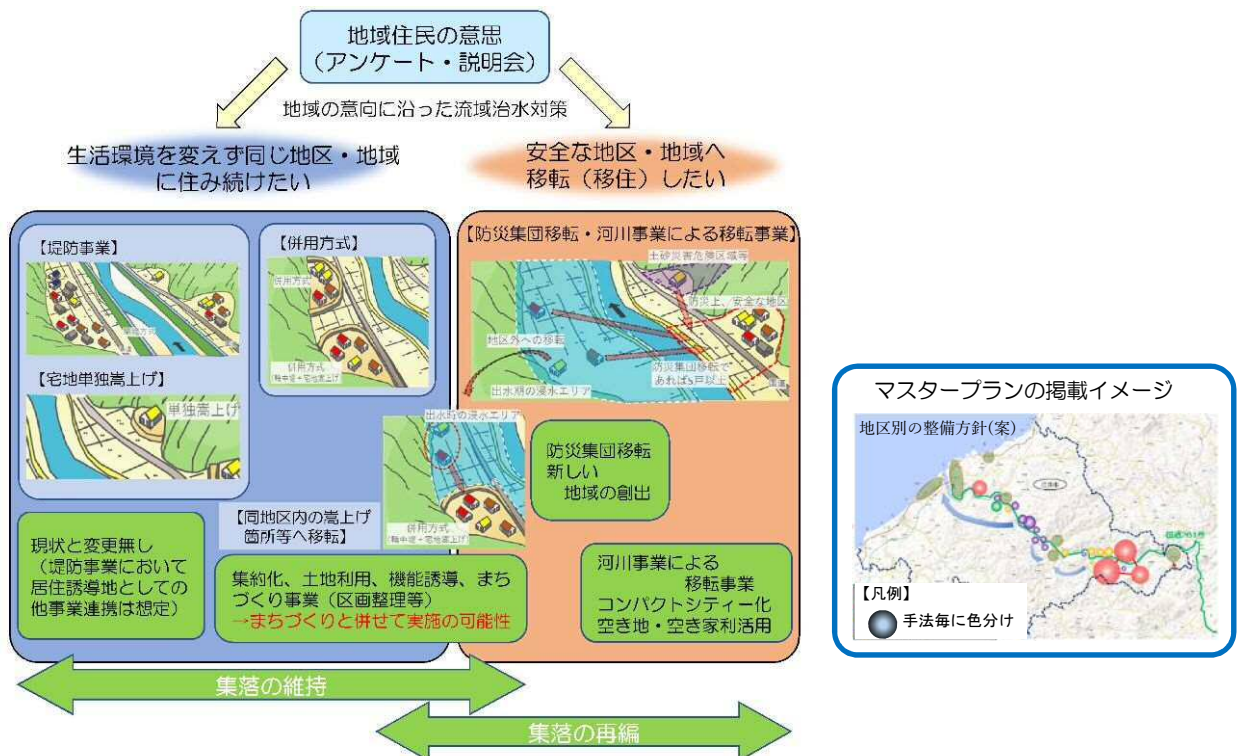
## 江の川中下流域マスタープラン（素案）の パブリックコメントの実施について

### 1. 経緯

- ・国土交通省は、頻発化・激甚化する水害に対応するため、河川管理者が主体となっ  
て行う対策に加え、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域  
治水」へ転換。
- ・江の川など全国の一級109水系ごとに、基本的な考え方や取組内容、今後の進め方な  
どを、取りまとめた「流域治水プロジェクト」を令和3年3月30日に公表。
- ・江の川中下流域では、治水対策を加速化させるとともに、将来世代まで住み続けられ  
る地域を目指し、河川整備とまちづくりが一体となった『江の川中下流域マスタープ  
ラン』を、令和3年度内に策定・公表する予定。

### 2. 「江の川中下流域マスタープラン」

- ・『江の川中下流域マスタープラン』は、江の川流域治水推進室が策定主体となり、沿  
川市町の将来像を踏まえた、流域全体としての方針及び流域治水の在り方（様々な  
手法を柔軟に組み合わせた集落の維持や再編を目指した対策の実施）を定めるもの。



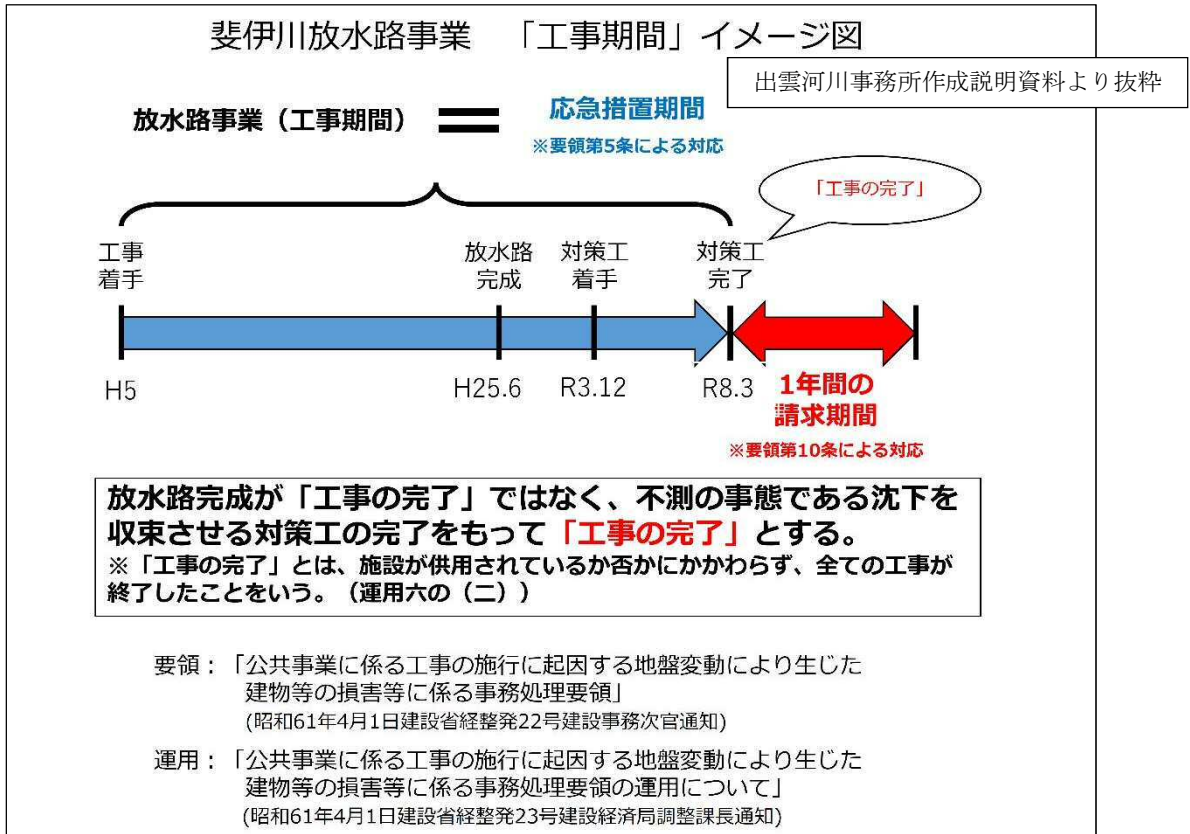
### 3. 今後のスケジュール（予定）

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 令和3年12月下旬 | 素案の公表                 |
| 令和4年1月～2月 | パブリックコメントの実施、住民説明会の開催 |
| 令和4年3月    | 意見のとりまとめ              |
| 令和4年3月下旬  | マスタープラン【第1版】の策定・公表    |





【工事完了と補償期間の考え方】



※沈下対策工の完了とは、堤防の沈下が民地に被害を与えないこと（沈下が収束したこと）を確認した時点。

対策工実施期間は、概ね令和3年度から5年間を目標。

2. 沈下が確認された地盤の評価

○地盤評価の概要

(1)評価結果

火山灰層の下層については、ボーリング調査、試験盛土観測結果、既往文献、試験研究機関の助言等から総合的に判断して、沈下が小さい層（洪積層：D c層）と判断

[ボーリング調査] 標準貫入試験の結果、沖積層（A c層）よりも高い値（N値）が確認されたことから、洪積層（D c層）と判断

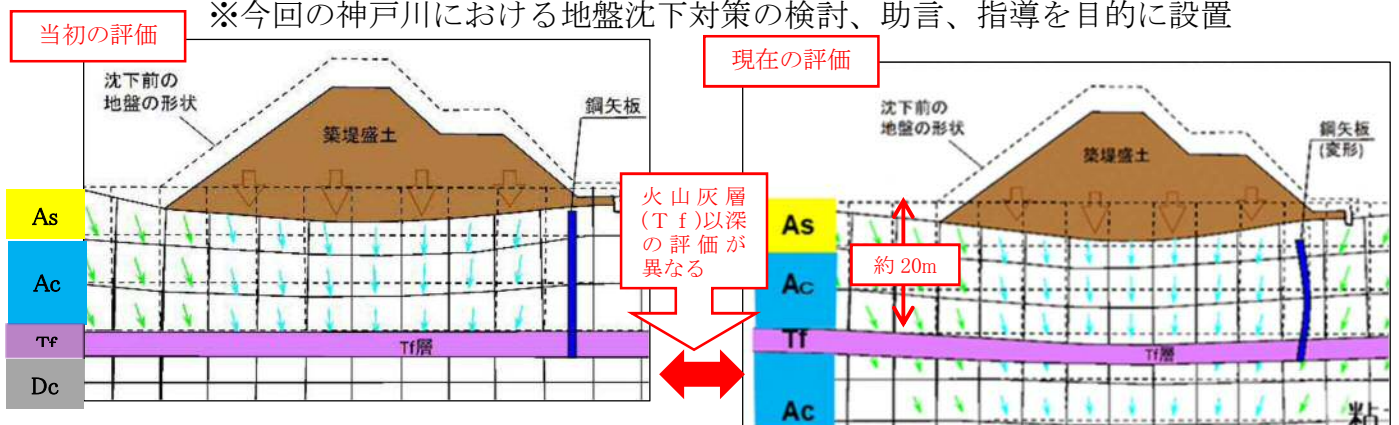
[試験盛土] 試験盛土観測の結果、沈下の大部分は沖積層（A c層、A s層）で生じており、洪積層（D c層）の沈下は軽微と判断

[既往文献] 複数の文献に沖積粘土層（A c層）の下層に洪積粘土層（D c層）が存在する旨の記載あり

(2)評価の妥当性

神戸川堤防技術検討会（※）で、当時としては妥当な調査であったと評価

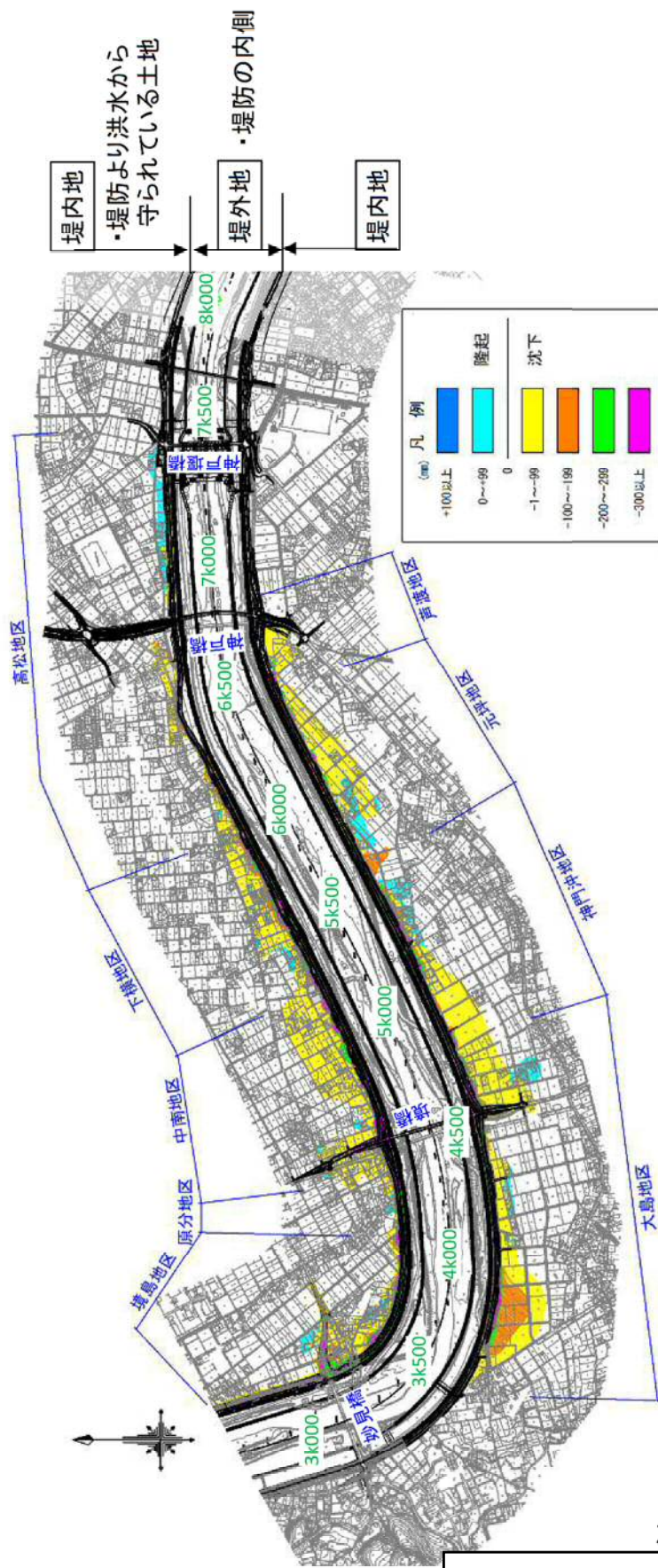
※今回の神戸川における地盤沈下対策の検討、助言、指導を目的に設置





# 1. 沈下状況について

- 1) 斐伊川放水路事業として、神戸川を拡幅するため平成5年より築堤工事を実施しました。
  - 2) 築堤工事から年数が経過しているものの未だに堤内地の沈下が収束していない状況にあります。
- 境島地区や大島地区では、令和3年2月までの約30年間で50cm以上、現在でも年に1cm以上沈下している箇所があります。



動態観測結果(概念図)

(主) 高低差は、堤防上の観測杭、沈下棒、妙見橋右岸付近、境橋左右岸付近の観測点、家屋基礎高、用排水路の観測点の高さの高低差を图示。  
 ・期間は平成10年12月5日～平成31年2月。なお、観測点により異なる。

国土交通省作成資料より抜粋

## 土砂災害警戒区域等の指定手続きに関する不適切事案について

県が土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」という。）のうち、複数の市町村境にまたがる土砂災害警戒区域等の指定にあたり、一の市町村長からの意見聴取ならびに公示図書の送付のみで指定していた事案が判明した。

これについては、他県で本事案が判明したことを受け、本県においても同様事案がないか確認した結果、今回判明した。

県が必要な手続きを行っていなかったことにより、土砂災害警戒区域等の周知が不十分であったことについて、関係の市町村や住民にお詫び致しますとともに、再発防止の徹底に努めて参ります。

### 1. 事案の概要

土砂災害警戒区域等の指定にあたっては、土砂災害防止法に基づき、都道府県知事は、関係のある市町村長から、あらかじめ意見を聴取し、指定した後は、公示図書の送付を行わなければならないこととされている。

しかし、これまで指定した土砂災害警戒区域等（32, 220箇所）のうち、関係市町村からの意見聴取ならびに公示図書の送付をするべきところを1市町村のみの意見聴取、公示図書の送付で指定してしまった事案が65箇所（11市町）あった。

また、県境をまたがる土砂災害警戒区域等においても、隣接県から島根県側にまたがる区域について、島根県が指定を行っていない事案が4箇所（1町）、島根県から隣接県側にまたがる区域について、隣接県に情報提供していない事案が8箇所（3県）あった。

※対象箇所一覧は資料1のとおり

### 2. 事案の発生要因

指定手続きに関する実務マニュアルが、複数の市町村境及び県境にまたがる区域を想定した内容となっていなかった。

### 3. 今後の対応

#### （1）当面の対応

- ・該当する11市町及び3県に対して、手続きが漏れていた区域の情報は提供済みであり、今後の手続き等について速やかに協議を行う。
- ・該当区域の住民に対して、区域図の配布や県のホームページに掲載して周知を行う。

#### （2）再発防止策

土砂災害防止法に基づく調査・指定に携わる関係者が使用する実務マニュアルを改正し、複数の市町村境及び県境をまたぐ区域の指定手順を徹底する。

市町村境をまたぐ土砂災害警戒区域等一覧

No.	事象	基礎調査番号	箇所名	通知済みの市町村					通知していない市町村			
				市郡	町村	大字	公民館名	告示年月日	市町	人家 戸数	レッド ゾーン	ハザードマップ 未掲載
1	地すべり	132362A660709001	岩倉畑	雲南市	加茂町	岩倉	加茂	H26.4.25	松江市			
2	土石流	132362A660409095	畑D	雲南市	加茂町	岩倉	加茂	R3.9.14	松江市			
3	土石流	132362A660409075	畑B	雲南市	加茂町	岩倉	加茂	R3.9.14	松江市			
4	土石流	132362A660409077	桑の木田川	雲南市	加茂町	岩倉	加茂	R3.9.14	松江市			
5	地すべり	132401A660701003	大黒山麓	出雲市	斐川町	学頭	莊原	H26.4.11	松江市			
6	急傾斜	132208A661101010	野郷町金森C	出雲市		野郷町	伊野	H31.3.31	松江市			
7	急傾斜	132207A661117008	郷E	江津市		有福温泉町	有福温泉	H19.10.12	浜田市		○	
8	土石流	132207A660415003	敬川町C	江津市		敬川町	敬川	H19.10.12	浜田市		○	
9	急傾斜	132447A661105054	山中郷A	江津市	桜江町	長谷	長谷	H31.4.1	浜田市			
10	急傾斜	132204A661101016	金山上F	益田市		金山町	鎌手	R2.12.4	浜田市			
11	地すべり	132381A660718006	後根波南	雲南市	三刀屋町	根波別所	鍋山	H26.4.25	出雲市			
12	地すべり	132381A660718007	後根波	雲南市	三刀屋町	根波別所	鍋山	H26.4.25	出雲市			
13	急傾斜	132381A661118115	剣神社南	雲南市	三刀屋町	根波別所	鍋山	R3.9.14	出雲市			○
14	土石流	132381A660418097	後根波	雲南市	三刀屋町	根波別所	鍋山	R3.9.14	出雲市			
15	地すべり	132381A660718010	大井	雲南市	三刀屋町	根波別所	鍋山	H26.4.25	出雲市			
16	地すべり	132381A660716004	屋内	雲南市	三刀屋町	高窪	一宮	H26.4.25	出雲市			
17	地すべり	132201A660701007	細原	松江市	大野町		大野	H26.5.30	出雲市			
18	急傾斜	132205A661105001	富山本谷A	大田市		富山町	富山	H31.3.31	出雲市			○
19	土石流	132205A660405020	本谷A	大田市		富山町	富山	H31.3.31	出雲市			
20	地すべり	132205A660706002	津戸	大田市		朝山町仙山	朝山	H26.4.11	出雲市	2		
21	土石流	132205A660405002	本谷B	大田市		富山町	富山	H31.3.31	出雲市			
22	地すべり	132465A660705001	源田山	浜田市	三隅町		岡見	H26.4.11	益田市			
23	急傾斜	132502A661105048	青原下	鹿足郡	津和野町	青原	青原	R3.2.26	益田市			○
24	地すべり	132403A660701015	神原	出雲市	多伎町	神原	多伎	H26.4.11	大田市			
25	土石流	132403A660401048	奥田儀中組	出雲市			多伎町	H31.3.31	大田市			
26	急傾斜	132384A661101073	上山境	飯石郡	飯南町	角井	志々	R3.3.9	大田市		○	○
27	地すべり	132441A660703014	入野	邑智郡	川本町	田窪	川本北	H27.1.9	大田市			
28	急傾斜	132421A661123066	白谷I	大田市		白谷	福波	H31.3.31	江津市			
29	急傾斜	132421A661123075	白谷13	大田市		白谷	福波	H31.3.31	江津市			
30	土石流	132421A660423050	北上上谷	大田市		白谷	福波	H31.3.31	江津市			
31	土石流	132202A660407027	大金C	浜田市		大金町	国府	H31.4.1	江津市			
32	土石流	132202A660407032	敬川A	浜田市		下有福町	国府	H31.4.1	江津市	1		
33	急傾斜	132202A661107033	下有福町A	浜田市		下有福町	国府	H31.4.1	江津市		○	
34	土石流	132462A660403006	家古屋川左支浜I	浜田市	金城町	追原	美又	H31.4.1	江津市			○
35	急傾斜	132446A661111006	有安F	邑智郡	邑南町	日貫	日貫	R3.2.24	江津市			
36	急傾斜	132446A661111004	有安D	邑智郡	邑南町	日貫	日貫	R3.2.24	江津市			
37	急傾斜	132446A661111003	有安C	邑智郡	邑南町	日貫	日貫	R3.2.24	江津市		○	
38	地すべり	132203A660711008	野尻東	出雲市		稗原町	稗原	H26.4.11	雲南市			○
39	地すべり	132203A660711006	三坂	出雲市		稗原町	稗原	H26.4.11	雲南市			○
40	地すべり	132307A660701011	佐々布西	松江市	穴道町	佐々布	穴道	H26.5.30	雲南市			○
41	急傾斜	132201A661121065	空山D	松江市		西忌部町	忌部	R1.5.31	雲南市			○
42	土石流	132203A660410008	西谷町A	出雲市			上津	H31.3.31	雲南市		○	○
43	土石流	132203A660410009	西谷町・四	出雲市			上津	H31.3.31	雲南市			○
44	土石流	132203A660411004	西谷町H	出雲市			稗原	H31.3.31	雲南市		○	○
45	土石流	132203A660411005	西谷町G	出雲市			稗原	H31.3.31	雲南市		○	○
46	急傾斜	132203A661111037	稗原町仏谷O	出雲市		稗原町	稗原	H31.3.31	雲南市	1		○
47	急傾斜	132203A661111078	野尻町法王寺A	出雲市		野尻町	稗原	H31.3.31	雲南市		○	○
48	急傾斜	132203A661110060	万福寺西	出雲市		西谷町	上津	H31.3.31	雲南市		○	○
49	土石流	132203A660411021	角谷	出雲市		稗原町	稗原	H31.3.31	雲南市			○
50	土石流	132307A660401150	間谷川B	松江市	穴道町	白石	穴道	R1.5.31	雲南市			○
51	急傾斜	132307A661101199	金山下J	松江市	穴道町	白石	穴道	R1.5.31	雲南市			○
52	土石流	132203A660411024	稗原町K	出雲市		野尻町	稗原	H31.3.31	雲南市			○
53	土石流	132203A660411020	仏谷・三	出雲市		野尻町	稗原	H31.3.31	雲南市		○	○
54	急傾斜	132205A661119025	大原I	大田市	祖式町	-	祖式	H31.3.31	川本町			
55	土石流	132442A660404047	田水/谷A	邑智郡	美郷町	乙原	吾郷	H31.4.1	川本町		○	
56	急傾斜	132442A661105096	京覧原N	邑智郡	美郷町	京覧原	君谷	H31.4.1	川本町			○
57	土石流	132205A660414025	縫谷	大田市		三瓶町	志学	H31.3.31	美郷町			
58	土石流	132441A660401053	田水川B	邑智郡	川本町	川本	川本中央	H21.3.27	美郷町	1		○
59	土石流	132441A660401054	田水川A	邑智郡	川本町	川本	川本中央	H21.3.27	美郷町			○
60	急傾斜	132441A661101073	幡A	邑智郡	川本町	川本	川本中央	R2.3.31	美郷町		○	○
61	土石流	132463A660405007	八戸川右支浜A	浜田市	旭町	市木	市木	H31.4.1	邑南町			○
62	急傾斜	132463A661105004	向井	浜田市	旭町	市木	市木	H31.4.1	邑南町			
63	土石流	132502A660412044	上の谷川	鹿足郡	津和野町	左鍔	左鍔	R3.2.26	吉賀町	1		
64	地すべり	132502A660704002	新畑	鹿足郡	津和野町	左鍔	左鍔	H26.11.7	吉賀町	1		
65	急傾斜	132502A661112039	新畑	鹿足郡	津和野町	左鍔	左鍔	R3.2.26	吉賀町			
合 計									65箇所	7	14	26
									11市町			

県境をまたぐ土砂災害警戒区域等一覧

No.	事象	基礎調査番号	箇所名	通知済みの市町村					通知していない市町村			
				市郡	町村	大字	公民館名	告示年月日	県市町	人家戸数	レッドゾーン	ハザードマップ未掲載
1	土石流	132322A660421004	粕原川A	安来市	伯太町	安田山形	安田	R1.10.29	鳥取県			○
2	土石流	132322A660421005	粕原川B	安来市	伯太町	安田山形	安田	R1.10.29	鳥取県			○
3	急傾斜	132342A661108103	八川A S	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	R2.3.31	広島県		○	○
4	土石流	132444A660402036	山根川左支溪C	邑智郡	邑南町	上田	口羽	R3.2.24	広島県	1		○
5	土石流	132444A660402037	山根川左支溪B	邑智郡	邑南町	上田	口羽	R3.2.24	広島県			○
6	土石流	132444A660402038	山根川左支溪A	邑智郡	邑南町	上田	口羽	R3.2.24	広島県	1		○
7	急傾斜	132444A661102049	上ヶ畑C	邑智郡	邑南町	上田	口羽	R3.2.24	広島県			○
8	急傾斜	132501A661102092	田代	鹿足郡	津和野町	名賀	畑迫	R3.2.26	山口県			○
9	土石流	II-1-5-5683	大所(5683)	広島県	安芸高田市	美土里町生田		H31.3.18	邑南町		○	○
10	土石流	II-1-5-5684隣c	犬伏(5684隣c)	広島県	安芸高田市	美土里町生田		H31.3.18	邑南町			○
11	土石流	II-1-5-5684隣d	犬伏(5684隣d)	広島県	安芸高田市	美土里町生田		H31.3.18	邑南町			○
12	急傾斜	II-1-8026-2	山根(8026-2)	広島県	安芸高田市	美土里町生田		R1.12.12	邑南町			○
合 計									12箇所	2	2	12

市町村境をまたぐ土砂災害警戒区域等一覧 (集計)

通知していない市町				
市町	区域数 (箇所)	人家戸数 (戸)	レッドゾーン (箇所)	ハザードマップ未 掲載 (箇所)
松江市	6	0	0	0
出雲市	11	2	0	2
雲南市	16	1	7	16
大田市	4	0	1	1
美郷町	4	1	1	3
川本町	3	0	1	1
邑南町	2	0	0	1
江津市	10	1	2	1
浜田市	4	0	2	0
益田市	2	0	0	1
吉賀町	3	2	0	0
<b>11</b>	<b>65</b>	<b>7</b>	<b>14</b>	<b>26</b>

県境をまたぐ土砂災害警戒区域等一覧 (集計)

通知していない県町				
県市町	区域数 (箇所)	人家戸数 (戸)	レッドゾーン (箇所)	ハザードマップ未 掲載 (箇所)
<隣接県に情報提供していない箇所>				
鳥取県	2	0	0	2
広島県	5	2	1	5
山口県	1	0	0	1
小 計	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>8</b>
<鳥根県が指定を行っていない箇所>				
邑南町	4	0	1	4
4	12	2	2	12